

令和5年6月22日

## 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案 に関する意見募集について

消費者庁では、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案を作成いたしました（本案の詳細は別添資料を御参照ください。）。つきましては、下記のとおり、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

### 1 意見募集の対象

- ・健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080070&Mode=0>

### 2 一部改正案の概要

- ① 登録試験機関に対する外部精度管理調査の定期的な受検の義務付けについて、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月デジタル臨時行政調査会公表）における見直しを踏まえ、登録試験機関に対する外部精度管理調査の定期的な受検を義務付ける規定を撤廃する改正を行う。
- ② 健康増進法関連手続の手数料納付方法について、収入印紙により手数料を納付することを規定している。「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。以下、「デジタル手続法」という。）では、電子情報処理組織を使用する方法により申請を行った場合、当該申請により得られた納付情報により手数料を納付できる旨が規定されていることから、「デジタル手続法」の規定に基づき申請を行った場合の手数料納付方法について規定を新設する。

### 3 意見募集期間

令和5年6月22日（木）から同年7月22日（土）まで（郵送の場合は同日必着）

### 4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】氏名（法人その他の団体にあっては名称／部署名等）
- 【2】職業（法人その他の団体にあっては業種）【任意】
- 【3】住所
- 【4】電話番号
- 【5】電子メールアドレス（お持ちの場合）

## 【6】御意見及びその理由（表題及び御意見を御記入ください。）

- \* 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付してくださいますようお願いいたします。
- \* 郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば、他の様式を用いての御提出も可能です。

### （1）電子メールの場合

E-mail : i.shokuhin6@caa.go.jp宛て

- \* 電子メール件名を「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案についてについて」としてください。

### （2）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

- \* 封筒表面に「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案について」と朱書きしてください。

## 5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理しかねますので、その旨御了承願います。

<問合せ先>

消費者庁食品表示企画課

TEL : 03-3507-9138（直通）

担当 : 宗、瀬沼、川上